

西村大臣記者会見要旨

令和2年4月16日（木）21時05分～21時35分（30分）

（於：中央合同庁舎第8号館1階S101・103会見室）

（大臣冒頭発言）先ほど政府対策本部が開催された。総理から緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に拡大する旨の発表があったところである。今般の緊急事態宣言による措置は、新型インフルエンザ等対策措置法に基づき、令和2年4月16日から5月6日までの期間、既に緊急事態宣言の対象区域となっている7都府県と同等、同程度に蔓延が進んでいる道府県として北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県及び京都府の6道府県を新たに緊急事態措置の対象として追加するとともに、それ以外の県においても感染の拡大の傾向が見られることから、地域の流行を抑制し、特に大型連休期間における人の移動を最小化する観点から、全都道府県を緊急事態措置の対象として実施するものである。本日中に告示をする予定である。今般、こうした措置、即ち緊急事態措置の対象地域を全国に拡大した理由について何点か私からまず説明申し上げる。今日は諮問委員会の尾身会長にも同席頂いているので、専門家としてのお立場からのご意見も必要があれば述べて頂こうと思っている。まず、緊急事態宣言の対象地域以外の道府県においても、都市部からの人の移動によるクラスター発生等による感染の拡大の虞があること。（画面を示しつつ）今あるクラスターについてプロットしたものだが、ご案内のとおり、6道府県において重点的にあるが、かなり全国に散らばってクラスターの状況が見られる。それから、国民の皆様に80%の人との接触削減、これは7道府県においてお願いをしているわけだが、かなりの程度進んできてはいるが、まだ不十分であること。（パネルを示しつつ）ここにあるとおり、これは昨日15日と宣言前の7日とを比べたものであるが、昨日昼間の15時時点の数字だが、かなり60数%落ちているが、川崎で48%削減、千葉で57%削減、船橋で43%削、大宮で56%、兵庫県三宮では50%、天神では53%と、未だ私どもが求めている80%の削減、繰り返しになるが、必ずしも、この数が人と人との接触の数を示しているわけではないが、一つの目安として、8割削減をお願いしている中で、こうした数字を日々、専門家の皆さんと共有しながら、状況の分析を行って頂いているところである。併せて、もう一つのデータを見て頂ければと。3連休、3月の20、21、22日の3連休があったが、その時にかなりの人で観光地で見られたと言われているが、その後の2週間後の4月上旬、これは発症日のデータだが、これが減ってきているのはまだわかっていない部分がこのあたりにあるからだが、発症日がわかったもののデータを取ると、やはり3連休のあと、2週間後に約3.5倍に感染者の数が増えている。やはり連休で

行楽地に出かける、どうしても気の緩みが出るというところがある。こうしたことから、大型連休をこれから迎えるにあたり、全都道府県を緊急事態宣言として人の移動も含めた蔓延防止策、人の移動を防止することを含めた適切な蔓延防止策を講じることが不可欠であるという判断である。こうしたことは、専門家の皆さんとも情報を共有し、分析をしながら、ご意見を頂いて判断をしたものである。併せて医療体制であるとか、専門家の皆さんからご意見をいただいている。これから地方で、感染者数が拡大すれば、地方の医療機関で十分に対応できないおそれがある。こういったことも含めて、今回全国を対象とした緊急事態措置、こうした背景である。なお、既に対象区域となっている7都府県と、北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府も同様に対応をしていただく6道府県、あわせて13の都道府県だが、それ以外の34県については感染者数が少ない県もあるので、施設の使用制限の要請については地域の感染状況や経済社会に与える影響等を踏まえて、その実施については、県知事が感染拡大を主眼として判断をしていくという風に、基本的対処方針に示させていただいている。いずれにせよ、人と人との接触機会の徹底的な削減が重要である。全国、全都道府県において極力8割程度の接触機会の低減を目指すということである。引き続き不要不急の外出自粛へのご協力をお願いしたいと思う。国民の皆様には3つの密を避けることをより一層推進頂くとともに、外出自粛の要請等の接触機会の低減をぜひ組み合わせて実施頂き、また、事業者の皆様には、事業の特性を踏まえて業務継続を要請する事業もあるが、テレワーク、時差出勤、テレビ会議等の取組み、或いはBCPに基づく人員を絞った運営、BCP以上の運営をお願いしているところであるが、全国の企業の皆様は今申し上げたようなテレワークやテレビ会議を活用いただきながら、できれば7割の出勤を減らして頂くような措置、対応をお願いしたいと思っている。また、3密を回避するため、色々活動する場合も人と人との間隔をとり、接触を減らすあらゆる取り組みをこれまで以上にお願したいと思う。また、大型連休を迎える中で、不要不急の帰省、旅行、こういった都道府県をまたいだ移動を極力控えて頂きたいと思う。加えて、クラスターが多数発生している繁華街の接待を伴う飲食店の利用、こうしたことについても、厳に自粛をしていただきたいと思う。政府としても、都道府県と連携を更に密にしながら、高い危機感を共有し、一体となって感染防止の、感染拡大の防止と早期収束に向けて全力で取り組んでいきたいと考えている。特に国民の皆様には本当にご不便をおかけするが、これはお一人お一人の努力が全て積み重なって実現できることであるので、本当にご不便をおかけするが、是非ともご協力をお願いしたいと思う。こうした取り組み全体について、明日午後3時30分を予定しているが、全国知事会の飯泉会長をはじめ、知事会の対策本部の役員の知事の皆様に、私から対処方針のご説明等申し上げたいと思っている。

私からは以上である。

(問) 大型連休を前にというご説明を頂いたが、大型連休まで未だ時間がある。大型連休までに未だ時間があるにもかかわらず、今日このタイミングでなぜされたのか。もう一つ、13 都道府県の話があったが、13 都道府県に対し、他の都道府県との違い、どういう風に違うのか。13 都道府県に対する措置とは特措法に明記されている法律に基づいての措置なのか。

(大臣) 国内の感染状況については日々、尾身会長をはじめ、諮問委員会の主要なメンバーと毎日毎日時間をかけて状況のデータを見て分析し、感染拡大の状況、すなわち人数であり、スピードがどうなのか、それから感染経路が不明な数がどのくらいあるのか、医療体制はきちんと整っているのか、あるいはクラスタの状況はどうなのか、それに加えて、自粛要請をする中で、鉄道の利用状況とか位置情報とかこうしたものを見ながら日々緊張感をもってご意見を頂き、状況を確認し、意見を頂いてきたところである。そうした中でご案内のとおり、それぞれの県で感染者の数が増えて、特に愛知県や京都府、石川県等では、ここにきてまた数が増えて、それぞれの県で独自に緊急事態宣言を出すような、北海道もそうだが、そういったことが、状況が見られている。また、東京から移動した人が北海道で、あるいは沖縄で、感染者を感染を拡大をし、沖縄ではいくつかのクラスターになってきている。最近の状況を踏まえて、いつ、こうした地域について緊急事態宣言の対象とするのが適切かどうかの判断を、日々専門家皆さんに頂いてきたところである。そうした中で、今まで申し上げてきた状況を総合的に判断し、今日、このタイミングで諮問委員会を開くべきだということご相談して、そのような段取りになった。3月21日、22日のデータもこういう形で示す中で、大型連休を控え、また、今度の週末もある。非常に春らしい陽気めいた日が来る中で、しかも自粛が7日から1週間、10日間近く経って、緩みのような、先ほどデータで5割しかなくなってないところもある。そうしたことを踏まえて、今日のタイミングでやるべきだのご意見も頂き、このような段取り、手筈になったということである。その上で、私自身、全国を対象を広げることには、この法律の執行の責任者として常々申し上げているとおり、私権の制約を伴う措置があり得るので、第5条の必要最小限の措置でなければならない。また、同様のことを附帯決議で国会でも頂いている。常にそのことを頭において、知事の皆さんも強い措置を取りたいと思うかもしれないが、まさに小池知事とのやりとりの中でも、東京都は最初、幅広く施設を提示されたわけだが、それはさすがに必要最小限を超えるだろうということで、私の立場から調整をさせていただいた。常にそのことを頭において、私は運用をしなければいけないと思っている。全国に広げるのが適切だというご意見も専門家の皆さんから頂く中で、しかし、今回加え

る6道府県と7都府県を合わせた13都道府県はまさに感染に拡大している地域である。既に24条9項に基づく様々な自粛の要請がなされており、場合によってはその後45条の適用も考えなければならない事態もくるかもしれない。そういうエリアと、未だ感染がそれほど多くはない、例えば岩手県、昨日の時点では未だでていない、最新の情報には接していないが、昨日の時点では未だ出ていないエリアと同じような対応をとることは、さすがにこれは必要最小限を超えるだろうと、そういう判断も私自身にある。そうした中で、専門家の皆さんのご意見を頂きながら、基本的対処方針では、13都道府県で取るべき措置、これは今、東京や大阪、7都府県で取られている措置と同様の措置を取られることになっていくと基本的には書いてある。それ以外のところは、少し判断を、それでも知事に委ねている部分もある。いずれにせよ、しっかりとそれぞれの都道府県知事と連携をしながら、適切な判断を行って頂けるように、専門家のご意見を聞いて、それぞれの都道府県知事を私の立場でサポートし、しっかりと調整をしていきたい。

(問) 昨日、西浦先生が個人的見解ということで数字を公開された。海外では、この数字に対しパニックになるということはないし、海外ではネガティブな情報も一般的に公表されている。今後例えば委員会として、取り組み状況に応じた推定感染者数、死者数を公表する必要性如何。

(尾身会長) 昨日の西浦さんの話は、行動変容が全く行われなかった場合にはどうということが起こるかということ。私は日本の一般の人々は聡明なので、そういうことも寧ろ知ってもらった方が、より今回の感染の全体を理解してもらえるということで、もちろん委員会としてやったことではないが、あの西浦さんの気持ちはそういうこと。お尋ねの、委員会全体としてやるか、実は、前に我々が出した専門家会議の提言の中に、あの時は、既に人口10万人で実行再生数が2.5ということで、そういう過程の下でグラフを描いたことがある。もうすでにやっている。今回は8割云々という文脈の中でやったということが目新しいが、そういうことは今までもやっている。これからは必要があれば、やることが、国民への感染状況のしっかりとした理解に必要だと思う。

(問) 今回、7都府県に6道府県が同じレベルに追加される。6道府県それぞれの至った評価を教えてください。

(尾身会長) なぜ6つかというのは実は4月7日に最初に7都府県にやった。その考え方と、全く基本的な考え方は同じである。それは、何度も申し上げているとおり、累計の感染者数がある程度いって、あのときは100以上だったと思うが、そういうことが一つ。それから、例の倍加時間。それから孤発例の割合。こ

の3つを基本的に考慮して決めたのが最初の7都府県。今回も考え方は同じで、茨城等についても、特定という、13に入っていないその他に比べて、明らかに累計の報告数も倍加時間も感染割合も、ここでは群が違うということで分けた。そういう意味では、同じ基準でやった。これは当初から選ぶのを恣意的にやるというのは、我々専門家の立場としては、それはやるべきではなくて、皆にわかりやすい客観的な基準が必要だということで、今回、6つの県、その他の30数県については、大臣が言われたような、別のファクターを考えてやったということである。

(問) 先ほど参議院で、大臣、若干13の都道府県とその他とでは取るべき措置に若干差があると述べたが、差というのは。

(大臣) これは基本的対処方針に示してあるが、今、京都府のご質問があったが、京都府など、今回6道府県と、これまでの7都府県とあわせて13都道府県。これはこれまで東京や大阪で取られているような、7都府県で取られているような措置を基本的に同等のことが求められるくらいの感染拡大の状況になっているという地域である。他方、それ以外の地域、13を引いた34の県、そこについてはもちろん、先ほど申し上げた8割の削減をやっていただき、また、それぞれの地域の企業におかれても、テレワーク等の推進によって接触機会を避ける努力を行って頂く。当然知事には、明日、改めて説明をし、お願いをしようと思っているが、外出自粛の要請を行って頂く。あるいはイベントの自粛であったり、それから、それぞれの地域の観光施設で入場制限を行って頂いたり。これは24条9項に基づいてできるので、こういったことを考えて頂こうと思っている。ただ、その次の段階の45条の、実際の施設の制限の要請、特定の施設の要請であったり、指示であったり、公表であったり、より強い措置は今の時点では感染拡大はそんなに見られていないので、34県では今の時点ではすぐに何か必要になるという段階ではないのではないかと。ただ、13都道府県においては、急速な拡大があれば、そういったことも考えなければいけない時もあるかもしれないということであるので、自ずと少し差があると、そのことは基本的対処方針に書き分けており、しっかりと今日ご審議頂き書き分けているので、それをまた明日知事会の皆さんには説明したいと。

(問) ゴールデンウィーク期間中の旅行や帰省を自粛してほしいとのことだが、都市間輸送を担う飛行機や新幹線といった交通機関に対して減便や本数を減らしてほしいといった自粛を促す考えはあるか。

(大臣) まず、県域を越えた移動は是非慎んで頂きたい。県内においても、ゴールデンウィークなので、休みであるから、気が緩むと観光施設に大勢の人が押し

寄せて、人と人との接触が起こり、場合によっては3密の状態になる、あるいは近い距離での会話がなされるということで、これは絶対に避けて頂きたいと思う。そういう意味で、外出の自粛、そして県をまたいだ移動を自粛するように要請をして頂きたいと思う。その上で、現時点で、何か交通機関に要請することは考えていないが、その状況を見ながら、専門家のご意見を頂いて、何か（措置を）取る必要があるのか、こうしたことも場合によっては考えなければならないと思うが、現時点においては、考えていない。他方、こうした交通機関で様々な事業に対して影響が出てくると思うので、そうした点についてはしっかりと様々な支援を行っていきながら、事業活動が継続していけるように全力で支援を行っていきたいと考えている。

（問）全国に拡大する宣言は今日付けでされるのか。

（大臣）今日、今晚中に告示を行う予定で、今手続きを進めているところなので、今日からスタートということになる。

（問）日常生活の中で感染リスクが徐々に増大し始めているということは、駅などに集まる毎日の通勤についても、移動モードの切り替えの施策を考えることが必要ではないかと思う。大臣はどう思われるか。尾見先生には、通勤の危険性について、以前よりも増しているのか、それとも以前と比べて安全なのか、ご所見をお願いしたい。

（尾身会長）電車のごときは、前から申し上げているのは、満員電車は避けた方が良いと思う。満員電車は三密といっても長い時間いるわけではないが、やはり、人数が多くなると感染の機会はもちろん、数が少ない時よりも当然増える。同時に、所謂企業においてはBCPという、企業のコンティンジェンシー・プランを作ってもらおうということでも、時差出勤等を今、皆に進めているわけであるから、電車については、満員のようなことは、避けて頂いた方が良いと思う。あまり人が乗っていないところで感染することはないし、また、これから暖かくなってくるから、鉄道の会社には、少し窓を開いて換気をよくするような、努力をしていたらよいと思う。

（大臣）専門家の皆さんからは日々いろいろな意見を頂き、今お話しがあったように窓を開けるとか、或いはマスクと咳エチケットを徹底するように、我々からも色々な機会を通じてお願いをしているところ。また、企業に対しても、できる限り出勤者の数を減らしてもらえるように、今もお話しがあったが、多くの企業、大企業ではBCPで4割従業員が不在になっても事業を継続していけるプランをこれまで作っておられるが、それでは今回不十分だということで、それ以上の、できれば7割不在でもということなので、お願いをしてきている。これは本社とかオ

フィスである。もちろん製造現場とか、実際の様々な現場では様々な方が頑張っておられるので、そこは減らすことができないというのも承知をしているが、また、多くの大企業で、申し上げてよいと思うが、東芝さんが今日、昨日、大々的に発表しておられるし、私の政務の事務所もテレワークに何人か切り替えて家で電話で様々な企業の状況等を確認してもらって、作業を行ってもらっている。例えば日本製鉄等は全社員自宅勤務ということで、会社に電話するとそれが自宅の電話に切り替わるという措置を取られていた。多くの商社でも8割とか9割とかいう措置を取られている。かなりの協力を頂いているところであり、あるいは、来られる方も時差出勤であったり、かなり通勤の時間帯も減ってきていると思う。乗客の数もそれなりに減ってきて、皆さんの努力が、数字に表れてきているところであるが、8割接触削減ということを、大変難しいことであるし、なかなか指標としてとりにくいものだが、是非引き続き通勤にあたって、その時間帯に乗ることがないように、できれば自宅でテレワークで済むように、お願いをしていきたいと思っている。